

# 自治基本条例

## 第一章 総則

### 1 目的 (第1条)

市民自治の確立

### 2 位置付け等 (第2条)

最高規範性

### 3 定義 (第3条)

市民/参加/協働

### 4 基本理念 (第4条)

市民自治の確立を目指すための基本理念  
市民の自治/市民の手による自治/市民のための自治

### 5 自治運営の基本原則 (第5条)

情報共有の原則/参加の原則/協働の原則

## 第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等

### 1 市民 (第6~9条)

- 市民の権利
- 市民の責務
- 事業者の社会的責任
- コミュニティの尊重等

### 2 議会 (第10~12条)

- 議会の設置
- 議会の権限・責務
- 議員の責務

### 3 市長等 (第13~22条)

- 市長等
- 行政運営等
- 区
- 市長の設置
- 行政運営の基本等
- 財政運営等
- 区及び区役所の設置
- 区長の設置・役割
- 市長等の権限・責務等
- 評価
- 苦情、不服等に対する措置
- 必要な組織の整備等
- 区民会議

## 第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等

### 1 情報共有による自治運営 (第23~27条)

- 情報提供
- 情報公開
- 個人情報保護
- 会議公開
- 情報共有の手法等の整備

### 2 参加及び協働による自治運営 (第28~32条)

- 多様な参加の機会の整備等
- 審議会等の市民委員の公募
- パブリックコメント手続
- 住民投票制度
- 協働推進の施策整備等

### 3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議 (第33条)

自治推進委員会

## 第四章 国や他の自治体との関係

### 国や他の自治体との関係 (第34条)

国や他の自治体との相互協力等

## もっと詳しく知りたい方へ

川崎市自治推進委員会ホームページ…委員会のこれまでの調査審議状況、議事録等が掲載されているほか、報告書全文なども閲覧することができますのでぜひご覧ください。

Web自治基本条例

検索

### 川崎市自治基本条例パンフレット

川崎市自治基本条例の理念と条文を簡潔にまとめたパンフレットを発行しています。区役所等でも入手できます。



### 川崎市自治基本条例DVD

暮らしやすいまちづくりについて考えるきっかけになったら…そんな思いからこのDVDを制作しました。貸し出しについては、下記までお問い合わせください。



KAWASAKI CITY  
川崎市

## 川崎市自治推進委員会

◎お問い合わせ先

川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話044-200-2168 FAX044-200-3800 E-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

# 参加と協働の推進に向けた8の提言

～「参加のスタンダード」で描く自治の姿～

第2期川崎市自治推進委員会…②③

参加と協働の推進に向けた8の提言…④～⑧

### ＜参加の拡充＞

提言1 「参加のスタンダード」に基づく市民参加の拡充

提言2 新しい参加手法の検討

### ＜区・地域における参加の促進＞

提言3 地域の意見を反映できる参加の組み立て

提言4 より開かれた区民会議

### ＜参加の環境の整備＞

提言5 多様な参加機会の拡充

提言6 参加をコーディネートする行政職員 育成

### ＜多様な主体による協働の推進＞

提言7 市民活動団体以外にも「6つの協働の原則」を適用

提言8 CSR (事業者の社会的責任) を踏まえた事業者との協働の推進

第2期川崎市自治推進委員会開催状況…⑨

自治基本条例に基づく取組状況…⑩⑪

自治基本条例・もっと詳しく知りたい方へ…⑫



第2期川崎市自治推進委員会報告書 概要版

2010 (平成22) 年3月

## 川崎市自治推進委員会とは



川崎市自治推進委員会は、川崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置されたものです。委員会は、公募市民と有識者の計6名で構成されています。

## 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議テーマ

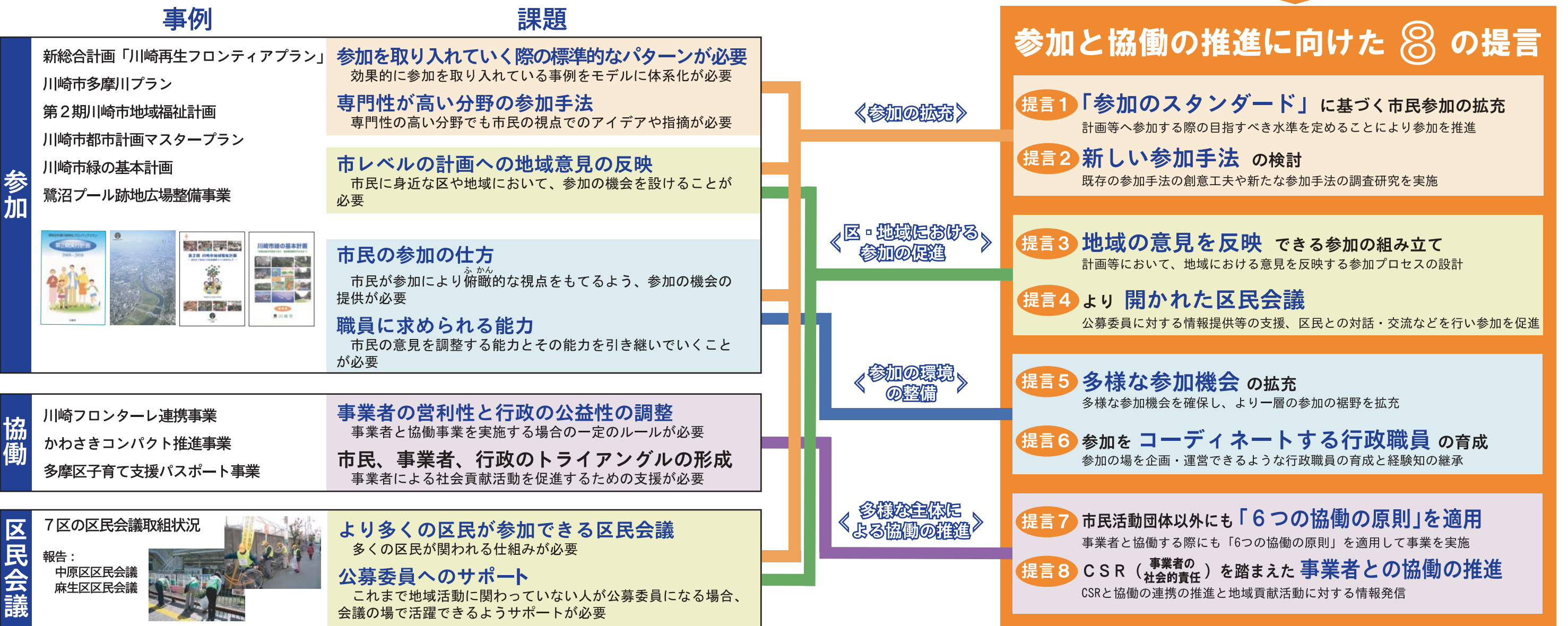
第2期川崎市自治推進委員会では、「参加」、「協働」をメインテーマとして、制度・仕組みや参加・協働の事例などを調査審議しました。このほか、自治基本条例に基づく取組状況や第1期川崎市自治推進委員会の提言に対する取組状況についても調査しました。



※市民活動団体との協働については、川崎市市民活動推進委員会で調査審議しているため、当委員会では市民活動団体以外の主体との協働について調査審議しました。

## 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議結果

具体的な事例を通して参加・協働を検証…… **参加と協働の推進に向けた8の提言** をまとめました。



## 参加の拡充

### 提言1 「参加のスタンダード」に基づく市民参加の拡充

計画等へ参加する際の目指すべき水準を定めることにより参加を推進

- 川崎市の現状
- 自治基本条例では、市民参加の手法として第29条の「審議会等の市民委員の公募」、第30条の「パブリックコメント手続」の2つの手法を参加のミニマムライン（取り入れるべき水準）として示しています。
  - 第28条の「多様な参加の機会の整備等」では、より高い水準の参加を進めるための整備について規定しています。
  - 所管部署によって、行政計画、条例、施設整備（以下「計画等」といいます。）への参加の際に取り入れている参加手法や、その組み合わせ方に差異が見られます。

- 委員会の提言
- 市民生活に密接に関わる計画等の策定・執行（執行状況の管理）・評価の過程における望ましい参加の在り方として「**参加のスタンダード**（目指すべき水準）」を示します。（右頁）
  - 今後川崎市において、参加のスタンダードを確保するよう、より高い水準の参加を進めることを目指す必要があります。
  - 効果的な市民参加を行うために、計画等の事業内容や市民生活への影響度、実施のタイミングなど様々な条件を考慮しながら進めていく必要があります。

### 提言2 新しい参加手法の検討

既存の参加手法の創意工夫や新たな参加手法の調査研究を実施

- 川崎市の現状
- 専門性の高い分野における計画等への市民参加は、市民委員を公募しても応募がないなど、参加があまり取り入れられていない状況です。
  - 欧米では「コンセンサス会議」（科学技術などの専門的な分野において、会議のテーマに関する市民の疑問に専門家がわかりやすく回答し、市民間において合意形成を生み出す手法）などの参加手法が取り入れられている例もあり、市民意見が聴取しにくいような分野においても、新たな参加手法の導入などを検討する必要があります。
  - 川崎市でも学識経験者と市民委員の委員会をそれぞれ設置する参加手法を取り入れている例があります。

- 委員会の提言
- 専門性の高い分野に限らず、幅広いケースについて、従来から取り入れている参加手法だけでなく、他都市や海外で実施されている先進的な参加手法の導入について、実験的採用も視野に入れて調査研究を行う必要があります。
  - 既存の参加手法についても創意工夫を図り、「参加のスタンダード」を向上させていく必要があります。

目指すべき水準

## 計画等における「参加のスタンダード」

※「参加のスタンダード」は、市民生活に密接に関わる計画等を対象としており、参加を設計する際は事業の特性や様々な条件を考慮する必要があります。

### 政策形成過程

- ①事前調査【市民ニーズ把握のために】**  
アンケート、関係団体ヒアリング調査、イベントなどの開催
- ②審議会等における市民委員の公募（自治基本条例第29条）**  
※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成  
※専門家と市民の認識差異に留意、場合により専門家部会と市民部会を分けて委員会構成  
※情報共有を図るニュースレターの発行、ホームページの作成・公開など
- ③審議途中での意見聴取【より多くの意見を反映させるために】**  
中間報告会、説明会、ワークショップなどの開催  
※誰でも参加できる中間報告会などで双方向のコミュニケーションが必要
- ④審議会等での素案の議論（第29条）**  
※公募の市民委員を含む審議会等の議論と中間報告の説明会等における意見を反映した素案の作成
- ⑤パブリックコメント手続の実施（第30条）**  
※パブリックコメント手続条例の要件に該当する場合は、パブリックコメント手続を実施  
※対象事案以外の場合も、できる限り意見聴取  
※反映された内容と反映されない理由について、具体的な説明が必要
- ⑥素案の説明会【素案に対する意見を聴取するために】**  
市民に対する説明会などを開催  
※出前説明会など多様な場所・時間で開催し、より多くの市民が参加できるように工夫
- ⑦審議会等での最終案の議論（第29条）**  
※公募の市民委員を含む審議会等の議論、パブリックコメント手続等で寄せられた意見を反映した最終案の策定

### 執行過程

- ①計画等の執行状況の管理に関わる審議会等における市民委員の公募（第29条）**  
※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成  
※政策形成過程の参加が執行過程の参加へとつながるように留意
- ②市民意見の聴取【執行状況等に対する意見を聴取するために】**  
執行状況等に関するアンケート調査、イベントなどによる意見聴取

### 評価過程

- ①計画等の執行状況の評価に関わる審議会等における市民委員の公募（第29条）**  
※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成  
※進捗状況・事業実績等の定量評価だけでなく、参加の効果も評価の視点として考慮
- ②市民意見の聴取【執行状況等に対する評価を聴取するために】**  
実施結果等について、満足度等に関するアンケート調査、イベントなどによる意見聴取

自治基本条例で規定されている参加

## 区・地域における参加の促進

### 提言3 地域の意見を反映 できる参加の組み立て

計画等において、地域における意見を反映する参加プロセスの設計

- 川崎市の現状
- 全市的な計画等であっても、それに伴う事業は市民に身近な区あるいは地域で多く実施されています。
  - 川崎市では、各区、地域において多様な地域特性があるため、意見を聴取する対象のバランス等にも配慮するとともに、地域の実情をよく把握している区・地域における意見を十分に組み込む必要があります。

#### 委員会の提言

- 「参加のスタンダード」を踏まえつつ、地域の意見が反映されるよう、計画等への参加のプロセスを組み立てる必要があります。
- 地域の意見を積み重ねて全市的な計画等へ反映していく必要があります。
- 意見を聴取する際には、計画等へのステークホルダー（計画等によって関わりをもつ人や影響を受ける人たち）の分析を行いながら適切な参加を組み立てていく必要があります。

### 提言4 より 開かれた区民会議

公募委員に対する情報提供等の支援、区民との対話・交流などを行い参加を促進

- 川崎市の現状
- 区民会議は、区における地域課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うことを目的として設置されています。
  - 概ね市民活動団体等に属していない公募委員は、団体推薦の委員に比べて情報量等に格差があることから、審議において公募委員としての役割が十分果たせるよう事務局や区民会議委員同士のサポートが必要となります。

#### 委員会の提言

- 多様な区民が公募委員として活躍できるよう、効果的な研修会・勉強会などを開催して委員間の共通認識が深まるよう努めるとともに、情報格差を埋めるため、公募委員の要請に基づき個別に説明するなど適切な情報提供を行う必要があります。
- 区民会議においても市民参加を促進するため、「参加のスタンダード」を踏まえて審議や課題解決の過程になるべく多くの区民が参加できるよう、区民との対話や交流を行うなど地域に開かれた区民会議とする必要があります。



## 参加の環境の整備

### 提言5 多様な参加機会 の拡充

多様な参加機会を確保し、より一層の参加の裾野を拡充

- 川崎市の現状
- 参加の場における市民は、それぞれ自分が活動している得意分野を持っており、関心のある分野についての意見や発言等には偏りが出てしまうこともあります。
  - しかし、参加することにより多様な意見を聴く機会を得て、全体を俯瞰するような視点を得るなど参加を通じて”市民の参加力”の向上が期待できます。
  - 子ども会議や外国人市民代表者会議などにより参加機会の拡充が図られています。

#### 委員会の提言

- 「参加のスタンダード」を踏まえてなるべく多くの市民が参加できるよう、パブリックコメント手続などの参加の手法について十分に周知するとともに、開催場所、開催時間、開催回数などを工夫する必要があります。
- 参加しにくい状況にある市民、例えば子育て中の親の参加の機会を確保するなど、一層の参加の裾野を広げる必要があります。

### 提言6 参加を コーディネートする行政職員 の育成

参加の場を企画・運営できるような行政職員の育成と経験知の継承

- 川崎市の現状
- 行政職員は、なるべく多くの市民ニーズを汲み取りつつ実現性の高い計画等を策定することが求められています。
  - 参加の場での市民意見を調整し、会議運営を円滑に進めるファシリテート能力と参加の手続きや場を企画・設計するとともに、参加の結果を施策等へ反映するコーディネート能力を備えた職員を育成する必要があります。

#### 委員会の提言

- 職員が参加の場における経験を積む機会を得られるよう、区役所をはじめとした参加の現場への配属を引き続き積極的に実施することが重要です。
- 参加の場の企画・運営を担えるようなファシリテート能力やコーディネート能力などを高める研修プログラムの充実を図る必要があります。
- 参加の場でのノウハウを経験豊富な職員から他の職員に引き継いでいく、あるいは組織間で共有していくことで、参加の結果を施策に反映しやすくなることから、参加プロセスの組み立て、参加に係る会議運営・委員構成、市民意見の反映方法などの経験知をなるべく形で表す必要があります。

## ◀多様な主体による協働の推進▶

### 提言7 市民活動団体以外にも「6つの協働の原則」を適用 事業者等と協働する際にも「6つの協働の原則」を適用して事業を実施

- 川崎市の現状**
- 自治基本条例第32条に基づき、市民活動団体と行政が協働で事業を行う際の「協働型事業のルール」が策定されており、「6つの協働の原則」（「目的の共有」、「対等の関係」、「相互理解」、「役割分担と責任範囲の確認」、「公開性・透明性」、「成果の振り返り」）が示されています。
  - 市民活動団体以外の主体との協働など様々な協働のケースに対し、協働の意義を確認し、相互の特性を發揮しながら事業を進めていくための一定のルールが必要です。

**委員会の提言**

市民活動団体以外の主体との協働による事業を実施する場合に、可能な限り「協働型事業のルール」に示されている「6つの協働の原則」を適用する必要があります。



事業者との協働事例：川崎フロンターレ連携事業▶

### 提言8 CSR(事業者の社会的責任)を踏まえた事業者との協働の推進 CSRと協働の連携の推進と地域貢献活動に対する情報発信

- 川崎市の現状**
- 事業者が地域に貢献する取組を促すとともに、これを地域で支援していく必要があります。行政と事業者との協働をCSRと連携して事業を進める必要があります。
  - 全市的な事業における市と事業者との協働は多く取り組まれており、かわさきコンパクトのように、地域社会の課題に対して市民・事業者・行政の連携のもとで、それぞれの主体的な取組を促していくことも行われています。

**委員会の提言**

自治基本条例第8条「事業者の社会的責任」の取組と第32条「協働推進の施策整備」の取組の連携を図り、公共的な課題解決のために事業者との協働を推進していく必要があります。

区や地域レベルにおける事業者との協働にさらに取り組んでいくとともに、事業者が事業活動を通じて地域に貢献している取組に対して、そのことを地域社会で共有するよう情報発信を行う必要があります。

## 各回の主な議題

**第1回委員会** 平成20年11月26日  
第2期の調査審議テーマや進め方  
委員紹介、委員長・副委員長の選出、第2期委員会の進め方

**第2回委員会** 平成21年1月20日  
参加と協働の仕組みの検証  
審議会等の市民委員の公募、パブリックコメント手続、区民会議、住民投票制度、協働型事業のルール

**第3回委員会** 平成21年3月16日  
参加の取組事例の検証①  
新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」  
多摩川プラン、第2期川崎市地域福祉計画



**第4回委員会** 平成21年6月2日  
参加の取組事例の検証②  
川崎市都市計画マスタープラン、川崎市緑の基本計画、  
鷺沼プール跡地広場整備事業

**第5回委員会** 平成21年7月21日  
事業者との協働事例の検証  
川崎フロンターレ連携事業、かわさきコンパクト推進事業、  
多摩区子育て支援パスポート事業

**講演会** 平成21年11月11日  
「あなたの参加と協働が自治を進めます！」  
～自治基本条例の基本原則を踏まえて～  
他都市における具体的な事例をもとに、参加・協働の意義や楽しさを紹介し、自治を育む参加・協働のポイントについて解説



**第6回委員会** 平成21年11月16日  
第2期区民会議の取組状況  
区民会議における参加と協働の取組状況  
(中原区区民会議、麻生区区民会議)  
第1期提言の取組の進捗状況の検証  
報告書の骨子案の検討

**第7回委員会** 平成22年2月1日  
報告書の取りまとめ  
参加と協働の推進に向けた8の提言の検討



鈴木真智子委員  
公募市民委員



大下勝巳委員  
前宮前区長



小島聡委員長  
法政大学  
人間環境学部教授



丸山幸一委員  
公募市民委員



阿部孝夫川崎市市長



滝澤利二委員  
公募市民委員



佐谷和江副委員長  
NPO法人まちづくり情報  
センターかながわ理事

## 自治運営を担う主体の役割・責務等の取組

市民

### 第8条 事業者の社会的責任

- 国連グローバル・コンパクト※…日本の自治体として初めて署名（H18年1月）
- かわさきコンパクト※…国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開（H18年度～）
- 総合評価一般競争入札制度…社会貢献度、性能等も総合的に評価し入札する制度（H19年度～）

### 第9条 コミュニティの尊重等

- 町内会・自治会への支援…自主防災や資源集団回収などの活動に対する補助金・助成金等の支援
- 市民活動推進委員会…市民活動支援指針の円滑な執行、市民活動活性化を目的に設置（H13年度～）
- 都市型コミュニティ検討委員会…都市化の進んだ川崎市における地域コミュニティの活性化について調査審議（H20・21年度）
- かわさき市民公益活動助成金制度…市民活動団体の活動推進と将来の自立・発展を目的に公益事業を支援（H16年度～）

### 第11条 議会の権限及び責務等

- 議会基本条例…市民に開かれた議会の実現を図ることにより市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を規定（H21年度）

### 第15条 行政運営の基本等

- 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」※…第2期実行計画の策定（H19年度）
- 行財政改革プラン※…新行財政改革プランの策定（H19年度）

### 第16条 財政運営等

- 財政状況一覧表の作成・開示…総合的な財政情報を開示（H17年度～）

### 第17条 評価

- 政策評価委員会…施策評価の実施、新総合計画の進行管理と事業等の成果を市民に周知（H17年度～）
- 川崎再生ACTIONシステム…総合計画の着実な推進を目的に全ての事務事業を総点検、施策評価を実施（H15年度～）

### 第18条 苦情・不服等に対する措置

- 市民オンブズマン制度…行政に関する苦情の申し立て処理や市政の監視を行い、必要に応じて市に対して勧告（H2年度～）
- 人権オンブズパーソン制度…いじめ・虐待、DVなど子どもの権利の侵害やセクハラなど男女平等に関する人権侵害の相談、救済の申し立てを受ける制度（H14年度～）

### 第21条 区役所の組織・機能等の整備

市民生活に身近な課題について地域の総合行政機関としての区役所が対応できるよう、必要な機能を整備するとともに、便利で快適な窓口サービスを提供するため、土曜日の窓口開設や住民票の写し等の証明書を取得できる行政サービス端末の設置などを進めています

### 第22条 区民会議

- 川崎市市民会議条例…（H18年度施行）  
各区において、参加と協働により地域社会の課題を解決し、暮らしやすい地域社会をつくるため、区民が中心となって調査審議する会議。公募、各分野からの団体推薦、区長推薦の委員20人以内で構成

行政運営等

区

### 用語解説

**国連グローバル・コンパクト**：企業・組織が「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野で支持し、実践する10原則。市では平成18年1月に日本の自治体で初めて署名・参加。

**かわさきコンパクト**：国連グローバル・コンパクト理念を市内展開するもの。企業・組織や市民が自発的に参加し、連携する取組であり、ビジネス・コンパクトと市民コンパクトで構成。

**新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」**：低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行などの社会経済環境の変化の中、本市が進めるまちづくりの基本方針として平成17年3月に策定。市政運営や施策の基本方向を掲げる10年程度を目標年次とする「基本構想」とその実現に向け取り組む施策の具体的内容及び目標を明示した3か年の「実行計画」で構成。

**行財政改革プラン**：「行政体制の再整備」、「公共施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」を目的に平成14年度に策定。第1次・第2次計画を経て、平成20年3月に「新行財政改革プラン」を策定。

## 自治運営の基本原則に基づく制度等

### 第24条 情報公開

- 川崎市情報公開条例…（S59年度施行 H13年度全部改正）  
情報公開制度に基づき、市民の知る権利の保障を図る条例。市民は、市政に関する情報の開示を求めることができます

### 第25条 個人情報保護

- 川崎市個人情報保護条例…（S60年度施行）  
個人情報保護制度に基づき、個人情報の適切な保護を図る条例。市民は、市の保有する自分の個人情報について、開示、訂正、利用の停止を求めることができます

### 第26条 会議公開

- 川崎市審議会等会議の公開に関する条例…（H11年度施行）  
会議公開制度に基づき、市民の知る権利の確保、及び開かれた市政の実現を推進する条例。正当な理由のない限り会議は公開されるため、公開とされた会議は傍聴等を行うことができます

### 第27条 情報共有の手法等の整備

- 総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」…（H18年度本格運用）  
市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付けるために総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」を運営

### 第28条 多様な参加の機会の整備等

- 市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティングなど多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聴く機会を設けています

### 第29条 審議会等の市民委員の公募

- 市の計画、施策等の重要な事業の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民から公募によって選任された委員が含まれることを原則としています

### 第30条 パブリックコメント手続

- 川崎市パブリックコメント手続条例…（H19年度施行）  
市民の生活にとって重要な政策を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度

### 第31条 住民投票制度

- 川崎市住民投票条例…（H21年度施行）  
市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度

### 第32条 協働推進の施策整備等

- 川崎市協働型事業のルール…（H19年度策定）  
市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働で行う事業（協働型事業）を実施する際の基本的な考え方や手順を示すものとして、協働型事業のルールを策定し運用

情報共有

参加

協働

### 第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

- 自治推進委員会の運営…自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議  
第1期自治推進委員会（H18・19年度）情報共有の原則、協働のまちづくり、区民会議などを調査審議  
第2期自治推進委員会（H20・21年度）参加、協働の事例などを調査審議

### 第34条 国や他の自治体との関係

- 県と対等な立場での相互協力
- 全国市長会、指定都市市長会、八都府市首脳会議等の広域連携…国への施策提言、要望活動、調査研究等
- 川崎市大都市制度等調査研究報告書…望ましい分権型社会における大都市制度の在り方を検討（H20年度）